

平成24年江田島市教育委員会会議第6回定例会会議録

平成24年4月16日(月)、平成24年第6回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎301会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	9時50分

2 出席委員

委員長	平上博文
委員長職務代理者	木葉登喜夫
委員	坪木一恵
委員	樋上美由紀
教育長	万治功

3 出席説明員

教育次長	横手重男
学校教育課長	田中祐二
学校給食調理場 総括場長	小松正博
生涯学習課長	宇根英治

4 事務局

学校教育課	
課長補佐	田原留美子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第9号 江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案について
- (4) 議案第10号 江田島市小・中学校結核対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について
- (5) 議案第11号 江田島市公民館運営審議会委員の委嘱について

- (6) 議案第12号 江田島市図書館協議会委員の委嘱について
- (7) 議案第13号 江田島市学びの館運営委員会委員の委嘱について
- (8) その他

7 議事の概要

○ 平上委員長

ただ今から教育委員会会議の第6回定例会を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。出席委員は5名で定足数に達しています。

議題のうち、第11号議案から第13号議案は人事に関する案件であり、非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員賛成)

○ 平上委員長

全員賛成と認めます。

したがいまして、第11号議案から第13号議案は公開しないで審議することになります。

それでは、日程第1 教育長報告をお願いします。

○ 万治教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。(省略)

○ 平上委員長

以上で教育長報告を終わります。

日程第2 本日の会議録署名委員の指名は会議規則第17条の規定によりあらかじめ署名委員の順番を決めていますので木葉委員をお願いします。

それでは、日程第3 議案第9号「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 万治教育長

議案第9号 「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案について」ですが、提案理由としまして、組織再編に伴い、現行規則の一部を改正する必要があるため江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

詳しくは、次長から説明させます。

- 横手教育次長
提案理由につきまして説明させていただきます。
先ほど、教育長が説明いたしましたとおりです。
7ページをお願いします。「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表」でご説明いたします。
左側が改正案で、右側が現行でございます。下線部分について改正するものです。
本規則第2条第1号中の「，学事係」を削り、学校教育課を総務係と指導係の2係に改めるものです。
また、第3条では、学校教育課の係の再編に伴い、総務係と指導係の分掌事務を定めたものです。
6ページをお願いします。
附則としましてこの規則は公布の日から施行し、改正後の江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用するものです。
以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

- 平上委員長
ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見はありませんか。

- 平上委員長
2点質問します。
1点目については、学校教育課が2係に分かれた方が、事務の能率がよろしいのでしょうか。
2点目については、再編成とはどういう意味でしょうか。

- 横手教育次長
組織の再編ということで、人員削減によって3係を2係に統合することにより、事務の能率化を図り、学校教育課の事務を分掌していくものです。
再編成とは、新たに編成し直すことです。

- 平上委員長
はい、わかりました。
それでは、その他ご質問またはご意見ありませんか。（意見なし）
全員異議なしと認めます。
よって、本案は、原案どおり可決しました。

- 平上委員長
それでは、日程第4， 議案第10号 「江田島市小・中学校結核対策委員会設置

要綱の一部を改正する訓令（案）について」を議題とします。

提出者からの提案理由を求めます。

○ 万治教育長

9ページをお開きください。

議案第10号「江田島市小・中学校結核対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令（案）」についての提案理由のご説明をいたします。

組織再編に伴い、現行訓令の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決をを求めるものです。内容は、教育次長に説明させます。

○ 横手教育次長

ただいま議題となっています議案第10号「江田島市小・中学校結核対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令（案）について」の内容についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明しましたとおりです。

11ページをお開きください。

「江田島市小・中学校結核対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令（案）新旧対照表」で説明します。

左側が改正案で、右側が現行です。下線部分が改正部分です。別表（第3条関係）の結核対策委員会表中の事務局欄の学事係長を総務係長に改正するものです。

10ページをお願いします。

附則として、この訓令は、公布の日から施行し、改正後の江田島市小・中学校結核対策委員会設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用するものです。以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

○ 平上委員長

ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見はありませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決しました。

○ 平上委員長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

以上で平成24年江田島市教育委員会会議第6回定例会を閉会します。

次の教育委員会会議は5月21日（月）に開催します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署名委員